

麦・大豆保管施設整備事業の概要

I. 事業趣旨

近年、需要が堅調に推移している麦・大豆については、消費者の根強い国産需要はあるものの、天候等による生産量の変動が激しく、供給量や価格が不安定なため、実需者が使用量の拡大に踏み切れていない状況にあります。

この供給量や価格の不安定さが国産麦・大豆のシェア拡大を阻害する要因となっていることから、豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制作りに向けた取組を支援する必要があります。

このため、麦・大豆保管施設整備事業において、国産麦・大豆を新たに一定数量保管し、需要に合わせて供給する等により、安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及び設備の整備を支援します。

II. 事業実施の流れ

農林水産省が公募を行い、事業実施主体が提出した事業実施計画書（安定供給計画を含む。）に基づき、ポイント上位より採択する主体を決定します。

III. 事業の概要

1 事業内容

国産麦・大豆の安定供給体制の構築に向けて、安定供給計画を策定の上、計画の達成に必要な国産麦・大豆を新たに保管するための保管施設の整備を支援します。

2 事業実施主体

(ア) コンソーシアム

※コンソーシアムの要件

次に掲げる全ての条件を満たすこととする。

①都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等により構成されていること。

②コンソーシアムの運営に係る規約が定められていること。

③施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。

(イ) 農業者の組織する団体

3 対象となる施設

・国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量を保管し、需要に合わせて供給するための施設・設備

・国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量を保管し、需要に合わせて供給するために必要な機能を既存の施設・設備に付与するための改修

※改修とは、既存施設を本事業の麦・大豆保管施設に仕向けるために必要な内部設備の導入等をいいます。

4 保管対象となる作物

国産の麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び国産の大豆

5 採択要件

（ア）政策統括官が別に定める事業実施計画（安定供給計画を含む。）を策定していること。

（イ）国産麦及び大豆の安定供給に資することを目的に、新たに国産麦及び大豆を保管する取組であること。

6 補助率

1 / 2 以内

IV. 事業実施計画について

1 記載内容

事業実施計画には、補助事業者の名称、概要、対象作物・事業実施年度・目標年度、事業の目的・効果、整備する施設等が収集範囲とする地区（受益地区）、施設等の整備、事業費、計画の採択基準等を記載するとともに、不作等による国内供給量減少時の国産麦・大豆の安定供給等に係る計画（安定供給計画）を添付してください。

2 実施状況報告・成果目標

補助事業者は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、農林水産省に報告してください。

また、事業実施年度を含む5年間までの間、毎年度、当該年度における安定拳旧計画の達成状況を作成し、農林水産省に報告してください。

V. 採択について

採択に当たっては、別表「採択基準」の各評価項目のポイントの合計点により順位付けを行います。事業採択は予算額の範囲内で合計点の高い事業実施主体から行います。同点の場合は事業費の低い方を優先的に採択します。

(別表) 採択基準

本事業の実施要綱、実施要領に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)

成果目標等	評価項目	採択基準	ポイント
①国産麦・大豆の需要拡大	・地区内での国産麦、大豆の出荷数量の増加	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1
②安定供給体制の確立	・当該施設等での保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合	10%以上	5
		8%以上	4
		5%以上	3
		2%以上	2
		2%未満	1
③保管効率	・整備施設(改修を含む。)の目標年度の保管量(施設に保管可能な量)当たりの事業費の額 (事業費(円)/保管量(t))	10万円未満	5
		10万円以上20万円未満	4
		20万円以上30万円未満	3
		30万円以上40万円未満	2
		40万円以上	1
④公益性	・安定供給計画における、不作等の国内供給量減少時の受益者の数	30社以上	5
		25社以上	4
		20社以上	3
		10社以上	2
		10社未満	1
加算ポイント			
⑤保管施設に集荷する麦、大豆の産地において「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成していること			5

(採択基準の算定に当たっての注意事項)

評価区分①における「地区」とは、本事業で整備した施設において保管する麦、大豆の産地を指す。

採択基準の表の評価項目①の算定に当たっては、本事業で保管する麦、大豆の産地の販売数量の現状値(基準年)から目標年度までの増加率を使用する。

基準年は、原則、事業実施年の前年としますが、天候不順等で前年値が適切でない場合は、基準年から過去3年間の平均値、基準年から過去5年間のうち最大、最小値を除いた3年平均値等でも可とする。

また、評価区分②の算定に当たっては、目標年度において、本事業で整備した施設等で保管する麦、大豆の量が、補助事業者の取扱数量に占める割合(%)を使用する。